

## 律令国家の漸移地帯における局地的文化圏

山田安彦

## 一 目的と基本的視角

律令国家は成長するに従い、国家財政の増強のため、領土の統一を図った。その具体的手段としては、国家的勢威を背景に、東北日本への開発を前進させたのである。律令体制による開発が東北に波及する際、その体制の滲透に依り、化外の土地であった所謂「蝦夷地」を如何に変容させたか。それに対する命題を把握することが、筆者の律令国家の漸移地帯における歴史地理学的研究の目的である。

従って、その課題について、筆者は従前から若干の追究を試みてきた<sup>1)</sup>。然し、蝦夷側の史料が明確に遺存してないので、いまだに蝦夷の正体を明白に把握し得ない。それ故、古代東北における律令国家の漸移地帯の地域構造を闡明に究明することは容易ではない。

そこで筆者は、「蝦夷」<sup>2)</sup>並びに蝦夷が居住していた土地、所謂「蝦夷地」が如何なる歴史的地理的過程を経て、律令国家体制に編入されたかを検討する観点に立脚するのである。何故なら、換言すれば、その過程において「蝦

「夷」であるという事実、並びに「蝦夷地」であるという地域構造及び地域体系を解消している。従って、如何なる過程を経て、「蝦夷」並びに「蝦夷地」であるという事実を解消したかという過程を分析することに依って、律令国家の漸移地帯における地域構造と地域体系を究明したいと考えている。これが、筆者の古代東北における律令国家漸移地帯を分析しようとする基本的視角である。この点が、従前の歴史地理学における古代東北研究とは、大きく異なる観点であるといえるであろう。

なお、その解消の経緯を探究することに依り、東北における律令国家の漸移地帯の地域構造と体系を把握する端緒を見出そうとするのが、本稿の主目標である。

そこに、本研究の現代的意義が存在するのではないかと考える。何故なら、時間も空間も人間の属性であるから、生活空間の発展過程及びその変遷の速度とその要因を把握しなければ、現在の生活空間の構造を究明し得ないのである。諍ずる所、歴史地理学とは、地域の歴史的現象の年代的系列を整理するだけでなく、人間の個及び集団が、それぞれに関与している地域構成要素の結合組織やその成立発展の過程、また地域構成の主導権要素の質と量の変化発展、及び地域と地域の組合せの地域体系の変容過程を把握することである<sup>3)</sup>。従って、本研究の場合について見ると律令国家体制下の住民が関与した地域と、蝦夷が関与した地域とが、如何なる関連を以て、律令国家体制の地域的秩序の中に編成され、新地域を形成したかを究明する点に、歴史地理学の課題が存在すると考える。

## 二 漸移地帯の歴史地理学的意義

本稿でいう漸移地帯とは、律令国家と蝦夷との漸移地帯であるが、具体的には如何なる地帯を指すのか説述する必

要がある。一般的には、両極に分離した二つの相異なる文化の極、即ち文化集積の高い中核部があり、その核から拡張という『力』で以て、周辺外延部に波及する際、その『力』が相互に接触する地帯をいう。それを具体的にいえば、文化集積も密度も高く、歴史的に中核部を形成していた畿内という「極」から、律令国家体制の統一と拡張、及び文化の伝播というエネルギーに依って、畿内の様相が外延部に波及する際、一方の「極」である非畿内のな地域（畿外の縁辺部地域）所謂「蝦夷地」の様相の地域に向うと、その移行過程において、抵抗現象が起きる。この現象が生ずる地帯を漸移地帯と筆者は呼ぶことにする(1)。

従って、漸移地帯は時代により移動するので、その地帯を分析するためには、時代を限定して置かなければならない。勿論、この場合、地帯をも設定することになる。論ずるまでもないが、律令国家の国家的体制が東北に進展する以前に、律令前代の西日本文化が東北に滲透していた。水田農耕を基底とする弥生式文化は東北の北部にまで波及している(4)。然し、畿内を中核とする古墳文化(5)は、その文化期の前期・中期・後期と時代を下るに従い、その文化の東北への進行は、徐々に鈍化してくる。若干の説述を加えるならば、古墳時代中期(五世紀前半)の高塚古墳文化は、鳴瀬・江合両河川流域に進展しており、古墳時代後期前半(六世紀)の群集墳文化になると、阿武隈川下流域に停滞している。なお、この群集墳の分布限界と国造の分布限界とが一致する。古墳時代後期後半(七世紀後半)になると、横穴文化が大きく北に向って拡張し、迫川水系流域にまで伸展している。

畿内から東北に向い、仙台平野まで、弥生式文化も古墳文化も抵抗なく伝播した。然し、畿内に中核を有する古墳文化は、仙台平野に滲入してから、その北進は停滞的となり、平野内の各地域に古墳文化が滲透し、地方的特殊性の強い生活地域が形成され、不整合的な重層圏的生活地域を構成するようになったのである(1)。

律令体制確立以前には、既に仙北平野南半部Ⅱ七北田・松島丘陵以南、所謂仙南平野に、畿内古墳文化が密度濃厚に滲透していた。従って、律令国家体制が東北に波及してくると、国家的勢威を背景にした対夷政策の前線基地であり、且つ東北開発の中核的拠点である城柵が、仙北平野北半部Ⅱ所謂仙北平野に集中的に配置されたのである。即ち、仙北平野は正しく律令国家の漸移地帯を形成していたことになる。東北全域から見れば、八世紀には十四の城柵(6)が造営されたが、仙北平野にその半分、七城柵が築造されたのである。具体的には、神龜・天平前半から天平宝字・神護景雲にかけて、陸奥側に天平の五柵(7)と桃生(8)・伊治(9)両城が築城された。その時期、所謂、奈良朝中期から後期にかけては、律令政府が国家的権力に基づき、軍事的行動を背景にして東北開発を進捗させた。

畢竟するに、宮城郡までは、律令体制の地方行政組織の編成も停滞しなかった。一方それより北、即ち黒川郡以北は、蝦夷との接触に加えて、仙北平野に広がる洪水常襲並びに冷害の頻発という苛酷な自然条件(10)に依り、律令体制の北進は容易ではなかった。それは、黒川郡以北諸郡の律令体制下における小規模な管郡内容に依っても推察し得る(11)し、また、城柵を中核として、柵戸的経営から鎮兵の屯田制への開発経営に移行したことに依っても、窺知し得るのである。

奈良朝中期には、多賀城を中核として、天平の五柵が造営され、鳴瀬・江合両河川流域と北上川下流域までは、律令体制下に編入されていた。それが、奈良朝後期になると、桃生城や伊治城が設置され、迫川水系流域一帯にまで、律令体制の漸移地帯が伸展した。即ち、三十年前後を経過しても、距離にして僅か二十五軒内外しか、その漸移地帯が前進していないのである。これは当時既に、律令体制が内的に大きな矛盾を包含していたことが、顕在化し始め、対夷政策という国家の一大事業に能力を集中し得なかったこと、及び仙北平野の洪水と冷害の常襲によることが

大きな要因であったと筆者は推察する。

なお、もう一つ忘れてはならないことがある。それは、東北全域から巨視的に考察すると、迫川水系流域一帯を境として、以北とでは、文化的断絶が見られることである。律令体制以前の土器分布を見ると、東北地方北部の水田耕作を基底とした代表遺跡Ⅱ田舎館遺跡を中心としたその土器文化圏は、秋田・岩手の北半部にまで拡張している<sup>(12)</sup>。また、北海道系に類似する土器は、大体迫川水系流域一帯が南限である。即ち、後北C式や北大式が四―五世紀の産物であろうと考えるが、東北地方南半部では、既に高塚古墳が出現している。この時、東北地方北半部では、北海道系文化が存在していたと推論し得る<sup>(13)</sup>。視角を変えて、地名の分布から見ても、アイヌ語系地名分布は、迫川水系流域以北にその密度が濃厚である<sup>(13)</sup>。

次に、続日本紀、その他の六国史を通覧すれば明瞭であるが、迫川流域以北の北上川中流域の胆沢地方には、強力な蝦夷の居住集団がおり<sup>(14)</sup>、仙北地帯から北方に、律令国家体制が進展する頃になると、律令政府軍と、蝦夷とが激突する。律令国家の東北開発は、その時になると、武力征夷の政策に突入するのである。この観点からしても、迫川水系流域の以南と以北では大きな相異が存在する。

要するに、広域的に文化の進展を見ても、迫川水系流域一帯は、畿内文化と北方文化の接触する漸移地帯であった。この点からしても、畿内文化がこの地帯で停滞せざるを得なかったのであろう。

結局は、広域的にも、局地的にも、仙北地帯は文化の漸移地帯であり、この地帯の分析は、古代東北の歴史地理学的研究に重要な意義が存在する。

### 三 方法概念の設定と意義

漸移地帯の地域構造と体系に接近するには二つの方法概念があると考ええる。その一つは、文化接触による地域の把握方法あり、他は、律令国家の対夷政策に依る「蝦夷」並びに「蝦夷地」の国家体制への編入方法の把握である。

(イ) 局地的文化圏の設定としての方法概念

文化の変化には、内的要因と外的要因に依る二つの場合がある。前者には発見と発明があり、後者には、他文化の借用・伝播・接触をあげることが出来る。文化の外的要因は、総て他文化との接触である。文化の借用というのは、文化の採用、または模倣であり、伝播とは一地域から他地域へ、或は一集団から他集団へと地理的に拡張する概念であるといえる。文化の借用も伝播も、両者は観点が異なり、強調する点が違うだけで、同じ過程を辿る。文化接触とは、相異なる文化の集団が、仲介者なく直接に接触することであり、一方或は両方の集団の文化類型に起きる変化を接触変容という。この接触変容とは文化移渡を過程として見た場合であって、結果から見れば、伝播ということになる。文化の接触変容が続行している社会にあつては、多少とも混乱した状態と行動の不安定性を回避することは出来ない<sup>(16)</sup>。かかる不安定な時期には、まだ恒久的な文化類型は現われなし、また原住民と新入者との間に、支配・被支配関係があれば、一種の抵抗的な性格を有する運動が出現してくる<sup>(16)</sup>。

具体的に、その抵抗運動の時期を、古代東北の場合に当てて見ると、宝亀の叛乱までは、律令政府は国家的権力を背景にした軍事的行動による開拓であり、それ以後、元慶の乱まで征夷的性格の東北進出である<sup>(17)</sup>。

従つて、この接触変容している時期及び地帯の構造を分析することは、地域構造の推移に関する歴史地理学的研究の課題である。然し、その分析には、蝦夷側の史料が明確に存在しないので、前述した如く、「蝦夷」並びに「蝦夷地」が、律令国家体制に編入されることに依り、その事実を解消する。その過程を通じて、接触変容に依る地域構造

を把握することを試みたい。

そこで、その方法として一方からの観点しか可能ではないが、律令国家体制から見た文化圏を検討することに依つて、その文化が接触する地帯 $\parallel$ 漸移地帯を追究しようと考えたのである。

扱つて、その文化圏については、少なからぬ批判があるので、説明を加えて置きたい。文化の接触（伝播）に依る文化進展や各種文化の地理的分布状態、即ち、文化圏の研究に依り、民族学・文化人類学・地理学等に若干の刺激を与えた。然し、「文化圏」の概念と、これに基づく学説には当初から批判が付いて廻つた。わが国においても、第二次世界大戦直後、岡田謙がトゥルンヴァルトの文化圏批判を参考にして、文化圏設定の不合理性を論じた<sup>(18)</sup>。また米林富男に依り、ゴールデンワイザーの「文化人類学」<sup>(19)</sup>が翻訳され、グレープナーの仮説的文化周波並びに文化圏は、空想的構造物に過ぎないことが紹介された。更に、三森も文化圏の方法概念には、不確実性が存在することを批判している<sup>(20)</sup>。このように文化圏に関する所説には、欠陥が少なくないことが指摘された。最近では、石川栄吉が、民族学的文化圏は、方法概念としては有効性はないが、唯、文化の統合や内容を認識し、文化の類型を分類するための準備的・補助的な役割を果すのに過ぎない<sup>(21)</sup>と論じている。

更に、説明を加えると、文化は要素毎に伝播することが可能であり、文化要素は、一つの文化から他の文化へ、その本質を変化させることなく伝播することもある。なお、異なる地域間に見られる文化現象の類似には、歴史的連関に依る場合の外、独立発生に依る類似もあり得る<sup>(22)</sup>。従つて、単に地域を類型化し、また比較の単位として文化圏を使用するのは、意味が稀薄になる。重ねていえば、そのように考えるならば、文化圏の概念は合理性を欠くことになる。

然し、本稿で取扱う「文化圏」というのは、文化要素やその総和としての文化複合ではなく、内的に統合された全一体としての文化の圏域である。本稿で対象とする仙北地帯は、畿内文化と蝦夷文化が接触する地帯であるから、このように相異なる文化が交錯接触する地帯では、両文化の接触範囲を検討するために、徹視的に（局地的に）文化圏を吟味し設定して、地域分析の準備作業とするのは、意義があると考ええる。特に、古代東北の場合には、蝦夷文化を鮮明に把握し得ないので、律令国家体制に依る文化圏域の分析から、漸移地帯の構造を究明しようとするのは、当然の手續きである。

#### （口） 蝦夷地解消過程の分析概念

度々論ずることであるが、古代東北研究で最も障碍となるのは、蝦夷側の史料が具体的に存在しないことである。そこで、筆者は前述した如く、「蝦夷」並びに「蝦夷地」が律令国家に編成されることに依り、「蝦夷」並びに「蝦夷地」という事実を解消するので、その解説過程を分析することに依って、古代東北の律令国家と蝦夷との関係構造を把握しようとするのである<sup>(23)</sup>。従って、ここではその分析方法の概念について、筆者なりに考えを展開したい<sup>(24)</sup>。

対夷政策の前線基地であり、且つ、東北開発経営の拠点である城柵の立地と配置関係が、漸移地帯の地域形成に重要な因子となる。城柵の立地については、従来から考古学的・文献学的及び歴史地理学的に研究が進められてきた<sup>(25)</sup>が、城柵それ自体の配置構造、並びにその周辺諸機能施設との配置関係について、まだ一体的・相関的把握が十分であるとはいえない。城柵そのものの配置については、当時の律令体制内にその規制があったか否かは不詳であるが、城柵相互の位置関係や軍防令置烽条<sup>(26)</sup>の内容等から検討を試みて見たいのである。城柵と関連する諸機能施設には、城柵外塁線・条里・寺院・横穴・窠等がある。



その外畧線の究明<sup>(26)</sup>に依り、城柵との関係を考察し、軍事的防衛範囲、結局は、城柵を中核とする東北開拓集落の生活圈を把握することになる。

城柵周辺の条里遺構については、筆者が明治初期の地押図から検出し<sup>(27)</sup>、古代寺院跡については、地押図と併せて考古学的調査報告から検討を加えた。仙北平野は、明治後半から昭和初期にかけて、耕地整理が実施されたので、臨地的に吟味し得ないが、地押図を分析検討すると、玉造・新田・伊治の各城柵の近傍に展開する沖積平野に、部分的にはあるが、条里遺構を検出し得る。また、説明するまでもないが、城柵の近隣に附属寺院が建立された。それらは何れも城柵外畧線の内側であり、城柵庇護下の集落生活圏内に存在する。条里が仙北平野の北部にまで存在するということは、条里が律令体制の基礎構造であるため、律令国家体制の組織内に完全に編入されていたことを物語るものである。従って別の視角から見ると、仙北地帯が律令国家の地方行政組織内に編成され、その形態として建郡となつて現われる。

要するに、入植者(柵戸)が定着し、集落を形成していたことになるが、その具体的遺構はまだ考古学的に証明されていない。然し、陸奥戸籍断簡<sup>(28)</sup>・軍防令縁辺諸郡人居条<sup>(29)</sup>・類聚三代格<sup>(30)</sup>及び横穴の内容構造を検討すると、農業集落を営み、屯田的堡村形態を形成していたであろうと推論し得る。この集落や城柵と深い関係にあるのが、城柵附属寺院である。この寺院は、国府・鎮守府・城柵・軍団に附属し、律令国家の鎮護と東北開発の順調なる前進を祈禱する機能を備えていた<sup>(31)</sup>。それに加えて、その伽藍配置や仏像・仏具の豪華な文化形態は、その文化力で蝦夷を順服させる役割をも果たしていたと考えられ、奈良朝の国家的仏教の性格が東北において發揮されていた。更に、その寺院は城柵関係者や入植者等の精神生活の拠点ともなつたのである。

#### 四 古瓦・古代窯跡研究の歴史地理的意義

城柵とその周辺の諸機能施設との関係を分析する意義については論じてきた。古代東北研究において、従前まで一般に論究されたのは城柵と古代寺院である。城柵とその附属寺院は、律令国家漸移地帯では、政治社会機能の属性であった。その周辺に、生産機能の属性である条里が存在する。その漸移地帯の構造を究明するには、政治社会機能・生産機能に加えて、流通機能をも把握する必要がある。然し、従来の古代歴史地理学では、流通面の課題、即ち生産（供給）と消費（需要）の関係構造、特に、手工業的生産地と消費地との関係が、空白のまま地域が論じられている。流通関係や流通圏が、地域と地域の結合構造 $\parallel$ 地域体系を分析する方法概念となるが、流通面を分析する道具としての流通物資を具体的に把握するのが容易なことではない。その流通物資の大部分は、遺物として検出される例が多くない。また古代の流通関係の史料も具体的に余り例は多いとはいえないし、律令国家の漸移地帯では、その史料（古文書・古文獻）は皆無に等しい。古代の手工業的生産品で、若干遺物として検出されているのは、紡織製品・武器、鏡や玉製品等の装飾品、及び瓦等である。

それらの内、瓦の原料となる粘土は、わが国の場合、比較的何処の土地でも入手し易く、各地で造瓦された。そのため古瓦の出土分布は、他の手工業生産品よりも多い。それに加え、瓦の紋様は編年の基準を示す場合が多く、なおその紋様に依り、文化類型や文化伝播の一端を物語る場合もあるので、史料としての価値は高い。然し、瓦は他の手工業生産品とは異なり、その重量は重く、且つその数量も多くを必要とするので、消費地の近傍に造瓦所（瓦窯）が立地したと考え得られる。従って、瓦は広域的流通圏を設定する指標とするよりは、局地的流通圏を設定する指標と

する方が、意義が高い。それ故に、東北における律令国家の漸移地帯としての仙北地帯の古瓦と古代瓦窯の関係を吟味することに依り、地域構造や体系の端緒を見出し得る。この具体的な分析処理を手段として、冒頭に掲げた目的と目標に接近しようと試みるのである。

仙北の場合、特定の消費地としての城柵並びに附属寺院と、生産地としての瓦窯集落との関係を分析する。それについて、古文書や古文獻がないので、古瓦の紋様・形態の分布構造の検討により、需要と供給を考察することにしよ

う。  
所詮は、瓦に潜在する内的性格、即ち、造瓦法の技術・瓦面紋様の美的表徴の感覚・瓦利用の建築技術等に依り、文化要素、また内的に統合された全一体としての文化の一端を把握し得る。瓦に依る流通圏は、結局、律令国家の漸移地帯では局地的文化圏をも表徴することになる。

## 五 古代瓦窯跡の分布構造

「全国遺跡地図」(32)を基にして、その分布図を作成すると、「東北の場合には、その南半部に多く、岩手・秋田はその南の地域よりも稀薄となる。その分布の最も多いのは福島県である(33)。

古代瓦窯跡の分布には、一つの特徴が現われる。それは、ある特定地域に集中していることである。全国的に概観して、国府・国分僧寺・国分尼寺の立地する地域、所謂古代において文化中心地を形成していた地域に、古代瓦窯跡が集中的に分布する。東北の場合もその例外ではない。

特に、東北の場合、その分布には注目すべき特徴が見出される。それは、城柵の近傍に古代瓦窯が存在することで

## 第 1 表

古代東北における城柵の近傍に立地する窯群の分布表

秋田城	雄勝城 (足田遺跡) <small>たらだ</small>	城輪柵	大山柵	胆沢城	牡鹿柵	新田柵	玉造柵	色麻柵	多賀城	古代城柵名	古代窯群名
上新城	七窪・岩城	平野山・山谷	荒沢・町沢田・金山	稻瀬	真野	田尻沼部	林 日の出山・細峯・小	日の出山・大衡	利府春日 仙台台ノ原・小田原		

第 2 表 仙台平野における古代窯跡の分布表

十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	番号
牡鹿郡稲井町真野	遠田郡田尻町蕪栗字高屋 (須惠窯跡)	遠田郡田尻町沼部字約場 木戸北山 字北沢大坊浦	古川市小林字杉の木荘 寺岡	玉造郡岩出山町細峯	賀美郡色麻村四籠字東原 冊日の出山	黒川郡大衡村駒場字彦右 衛門橋・横前	宮城郡利府町春日大沢俗 称瓦焼場	仙台市台ノ原・小田原	柴田郡柴田町船岡迫字鹿 ノ入	角田市枝野字今泉	伊具郡丸森町小斎字古館 ・北向	古代窯跡所在地名
北上川下流東岸支 流真野川東岸	迫川西岸丘陵麓	江合川支流田尻川 上流北岸丘陵斜面	荒雄(江合)川左 岸丘陵斜面	荒雄川西岸山麓	鳴瀬川中流南岸丘 陵北西斜面	吉田川中流北岸 大松沢丘陵	松島丘陵西南斜面	七北田川流梅田川 北岸丘陵南斜面	白石川下流北岸丘 陵	阿武隈川左岸丘陵 麓	阿武隈川左岸丘陵 斜面	立地点地形
貝塚	住居跡	横穴 新田柵	古墳群 横穴群	横穴	古墳群・横穴群 色麻柵・玉造柵	古墳群 横穴群	祭祀遺跡 多賀城・同慶寺	多賀城・同慶寺 国分僧寺・同尼寺	洞窟遺跡	古墳群 古墳群	横穴	周辺遺跡

第3表  
仙北地帯における  
古代窯跡間の間隔距離数

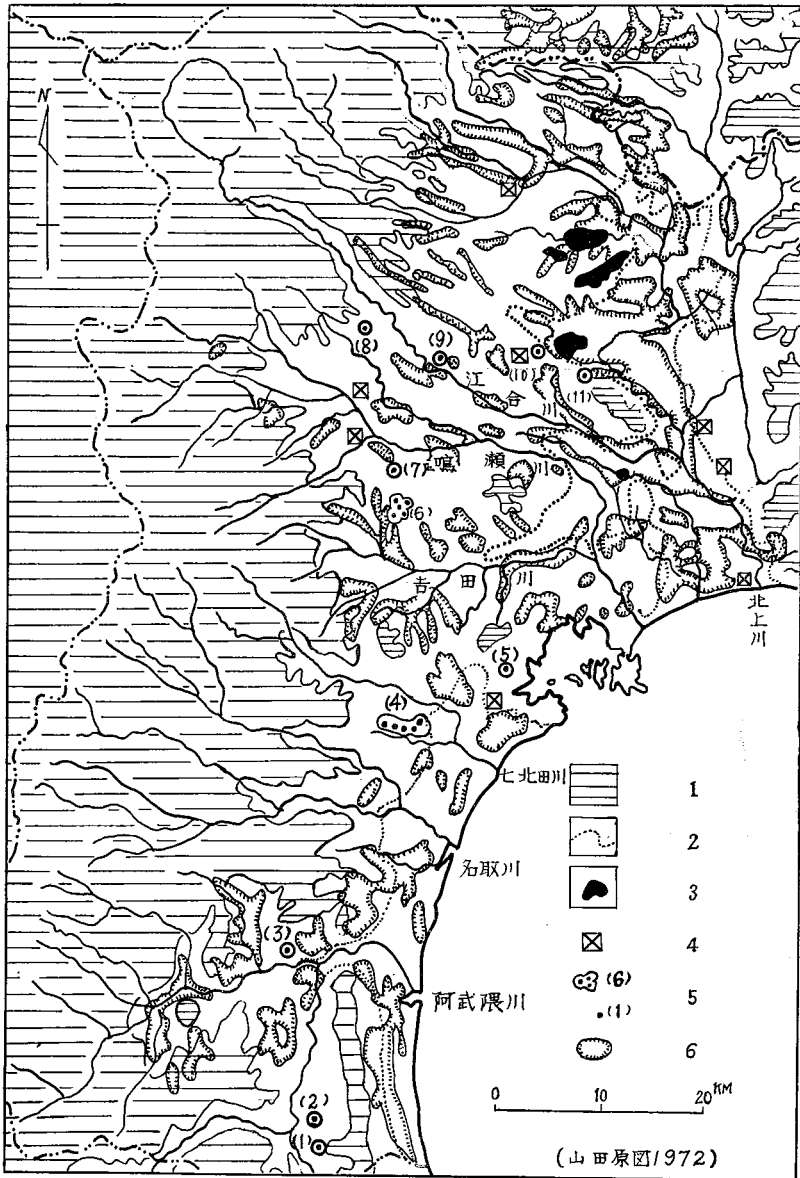
隣接窯跡地名		間隔
大衡・色麻	一、八籽	
大衡・小林	一二籽余	
色麻・小林	一二籽余	
色麻・岩出山	一二籽余	
小林・田尻	一〇籽余	
沼部・蕪栗	五、七籽	

ある。そのことは既に、齋藤<sup>34)</sup>に依って指摘されていることが、更に、筆者の調査の結果を追加して表示すると第一表の如くである。

その分布構造について、論ずるまでもないが、当時の城柵が開拓に備えて持久的な体制を整え、常時の生活に対応するための備えであると考えられる。即ち、東北開発経営の持久的基盤整備である。

扱て、律令国家の漸移地帯の大舞台となった仙北平野における古代窯跡の分布を見ると、第二表の表示の通りであり、中央部周辺に集中的な分布を示す。具体的には、仙北平野中央に横たわる七北田川右岸丘陵・松島丘陵の南斜面と鳴瀬・江合両河川流域、所謂大崎耕土の周辺丘陵の斜面地帯に、その分布が多い。それは一般の場合と同様、鎮守府・国分僧寺・国分尼寺及び城柵の周辺に集中している。それは換言すれば、古代の地方における文化的中核地域が瓦の消費地でありその周辺近傍に瓦の生産地を設けたことになる。

次に、仙北平野における古代窯跡の分布に焦点を当てると、その分布図に図示した如く、古代窯は大崎耕土地帯にある間隔を置いて、やや東西に列状をなして分布する。その立地間隔については、第三表に示す。而も、その分布図を見れば、明瞭であるが、城柵及び附属寺院の近傍、或はその城柵間の連絡道路の沿線に立地する。これは所詮、城柵が律令国家漸移地帯における対夷政策の前線基地及び開拓の拠点としての機能的役割を果さなければならぬので、蝦夷側に向って、東西的列状に連繫立地したものと考えられる。そのため、窯は城柵と結合する結果、やはり東西に列状を形成して立地することになった。また、それと同じよう



第 1 図 仙台平野における古代窯跡の分布図

1. 標高 100m 以上
2. 標高 10m 以下
3. 湖沼
4. 城柵跡
5. 古代窯 ( ) 跡内の番号と第 2 表「仙台平野における古代窯跡の分布表」の整理番号と同一である
6. グライ層分布

に分布するのが横穴であり、城柵や瓦窯との關係を無視し得ない。

なお、立地を自然的条件から見ると、分布表に表示した如く、大部分の瓦窯跡は丘陵斜面か、麓に立地する。而も、立地点の前面は低湿地に臨み、背後には丘陵地帯の斜面を控える。その斜面地帯には、灰褐色土壌粘土質構造満庵型や壤土質満庵型の土壌が分布し、その前面の平野部の低湿地には、強グライ土壌強粘土還元型・粘土還元型やグライ土壌粘土型・壤土型の土壌が広く分布する<sup>(35)</sup>。然しながら、屋根瓦の原料土は、各種の雜粘土で可能であり、低焼締温度のものが望ましい<sup>(36)</sup>ので、強いていえば、わが国ならば、何処にでも造瓦原料土が存在することになる。勿論、厳密にいえば、吸水・透水・重量・抗折強度・熱間荷重強度・成形の難易や色調等に関する諸性質がなるべく低温で焼成される粘土<sup>(36)</sup>が最良である。この点からすれば、特に古川・小牛田・田尻周辺一帯の粘土は、屋根瓦製造原料土に比較的適している<sup>(37)</sup>といわれる。その周辺に古代瓦窯が立地したのも潜在的に条件が整っていたことになる。

一般にわが国の場合、飛鳥・奈良朝前期には、比較的上質の粘土で造瓦していたが、奈良朝後期になると、砂を混合したり、壤土でもって造瓦している。砂を混合すると、造瓦成形が容易であり、収縮率を小にする効果がある。古くは、延喜式木工寮作瓦条<sup>(38)</sup>に造瓦規定があり、それによると「以沙一斗五升二交三埴四百斤」と記されている。現在の単位に換算すると、砂二七立に対し、埴(粘土)一四〇疋の混合率になる。更に、大川清<sup>(39)</sup>は、相模の千代廃寺跡から出土した女瓦文字瓦の刻印記銘内容を分析して、当時の造瓦原料土の砂と粘土の混合率は大体延喜式の場合と同率であることを究明している。その千代廃寺出土の文字瓦は、奈良朝後期の造瓦であるから、既に、延喜式以前に延喜式規定と同じ造瓦状態であったことが推論される。瓦生産には原料土とともに、粘土を捏ねる水が必要となる。仙北平野では、粘土とともに水も豊富に存在する。仙北は、低湿地の分布が広く、河川も密であり、それに加え

て、グライ土層の粘土と壤土の分布が卓越しているので、別に粘土を捏ねる水を採水する必要がない位である。

瓦窯が丘陵斜面に立地するのは、粘土が所在するだけでなくて、登窯構築に適当な傾斜が必要となるからである。因みに、既に発掘調査された著名な古代瓦窯の登窯窯底勾配について、その若干例を測定して見る<sup>(40)</sup>と、窯底は燃焼部と焼成部とは異なるが、平均して一五度内外から三〇度内外であり、特に凡そ二〇度から二五度位のものが多い。仙台地帯の古代瓦窯の場合もその例外ではない。このように登窯構築のために、適当な傾斜が必要であるから、仙北の丘陵斜面や麓に瓦窯が立地する。

要するに、瓦窯の立地点選定は、生産に大きな影響を及ぼす。その立地条件としては、原料土・水・薪炭・登窯構築に好適な地形傾斜や風位、それに消費地との距離、交通の問題や居住の立地等がある。然し、それにもまして重要な立地要因となったのは、仙北地帯は律令国家の漸移地帯に当るため、対夷政策と東北開発の拠点である城柵の庇護範囲内に存在するということであると考える。

## 六 古瓦流通から見た仙北地帯の局地的流通圏（文化圏）

陸奥国分寺の造瓦の際、初めて東北地方に瓦窯が造営された。それが上限であり<sup>(41)</sup>、国分寺創建の造瓦には、専用の瓦窯が若干あった。陸奥国分寺建立については、史料に具体的な記載はないが、天平一三年（七四一）から天平神護三年（七六九）の間であると推論されている<sup>(42)</sup>。それより僅かに時代を下ると、窯に須恵器を混合焼成しているという事実があり、これは窯の官営的経営から民営に移行したことを物語る<sup>(43)</sup>ものであろう。

古瓦の分布から見ると、陸奥では国分寺や多賀城を中核とする仙南平野に、仏教文化が高度に定着し、ここから白



河・胆沢及び出羽に向って仏教が弘通されたといわれる<sup>(43)</sup>。

更に、国分僧寺・国分尼寺、及び多賀城並びに同廃寺跡から出土する古瓦を精詳に検討すると、刻印記銘古瓦が検出されている。陸奥国分僧寺から「柴」・「刈」・「日」・「伊」・「行」の一字を捺印した極印瓦、同尼寺から「伊」・「尺」・「会」・「行」・「標」・「石」を刻印した文字瓦、多賀城・同廃寺から「伊」の記銘瓦が発見されている<sup>(44)</sup>。それらの捺印漢字は、それぞれ柴田・刈田・亘理・伊具・行方・安積・会津・標葉・石城の各郡の略<sup>(44)</sup>で、国分僧寺・同尼寺及び多賀城・同廃寺の造営にあたって、陸奥管内の各郡が関与したことを示すものである。然し、それらの瓦は、各郡で生産されたのではなく、仙台市北部の小田原瓦窯跡から、同箇の刻印記銘瓦が発見されている<sup>(44)</sup>ので、この近隣の瓦窯群で造瓦されて、陸奥国分寺や多賀城に提供されたと考えられる。

それらの文字瓦に刻印された諸郡は、何れも宮城郡以南である。然し、それに対し、黒川郡以北の諸郡は、律令国家の漸移地帯における対夷前線地帯であるため、対夷対策に専念せざるを得なかった。それ故に、寺院建立に関与する余裕がなかったともいえるし、また律令国家体制下に、地方行政組織内の郡体制がまだ充分に組織化されていないことも考えられる。

扱て、次に、瓦当面並びに字瓦顎面の施紋紋様の地域的関連について検討することにしよう。即ち、その地域関連は、生産地としての瓦窯（造瓦所）と消費地としての城柵・附属寺院との流通関係・文化関係の圏構造を追究することに依って、把握し得る。生産地と消費地の両者の関係については、部分的には前述したことであるが、仙台市街北部に横たわる七北田川右岸丘陵南斜面に立地する瓦窯群<sup>(45)</sup>から、多賀城同廃寺及び陸奥国分僧寺・同尼寺<sup>(46)</sup>へ瓦を供給している。然しながら、最近の伊東信雄の研究に依り新事実が究明された。伊東は昭和三十六年以来、数年に亘る

多賀城廢寺の発掘調査(47)に参加し、同廢寺から出土する古瓦と多賀城や陸奥国分寺その他周辺の古代瓦窯跡から検出された古瓦とを比較研究し、次のような結論を導いた。多賀城及び同廢寺の創建期に使用された瓦であると認められている重瓣蓮華文鐙瓦と重弧文字瓦は、七北田川右岸丘陵南斜面の「台ノ原」・「小田原」や、その北東一三軒余の地点に立地する宮城郡利府町春日大沢字「瓦焼場」の瓦窯で生産されたのではなく、多賀城から三五軒余も北方の鳴瀬・江合両河川流域の賀美郡色麻村四竈「日の出山」及び遠田郡田尻町沼部「木戸北山」・「北沢」の瓦窯で製造された瓦である(48)。

なお、「日の出山」・「木戸北山」・「北沢」の瓦窯で造瓦された重瓣蓮華文鐙瓦は、賀美郡中新田町城生所在の玉造柵推定地やその東北近傍にある同附属寺院菜切谷廢寺跡(49)、それに「木戸北山」の近隣に所在する新田柵推定地からは類似系統の古瓦も発見されている(50)。また、玉造柵跡からは、「日の出山」で生産された鋸齒文縁細瓣蓮華文鐙瓦も検出されている(51)。

更に、陸奥国分寺の重瓣蓮華文鐙瓦と同意匠であるが、蓮瓣六枚を瓦当に施紋した鐙瓦が、天平二十一年(七四九)に東大寺大仏の塗金料として、黄金を献上した黄金迫の産金地から発見された(52)。その位置は、遠田郡涌谷町黄金迫の黄金山神社(黄金宮)であり、地形上見れば、のだけ笹岳丘陵南中腹で、標高四〇米付近である。

少し時代を下ると、平安時代の造瓦と思われる素縁細瓣蓮華文鐙瓦と均整唐草文字瓦が、多賀城及び同廢寺から発見されている。その古瓦が、七北田川右岸丘陵の南斜面に立地する小田原与兵衛沼北岸や同安養寺中囲(53)、及びその他近傍の瓦窯群から生産され、またその瓦窯群から分工場的に分離した利府町春日大沢(54)の造瓦所でも製造されたのである。

扱て、生産地と消費地の地域関連を要約的に論述する前に、造瓦についての年代に觸れて置く必要がある。陸奥の中核となった多賀城の起源については、直ちに論定し得ないが、その前身は陸奥鎮所であるとするのが一般的である。それが多賀城のような大規模な造営工事になると、養老・神龜年間に起きた軍事的緊張の時期には、住民をその工事に徴発するのは容易ではない<sup>55</sup>。従って、仙北地帯の大崎耕土<sup>56</sup>「中新田」に、玉造軍団が設置され、多賀城北部一帯が一応鎮められた神龜五年（七二八）以後に、多賀城・同廃寺が大規模に築造されたのであろう。天平の五柵が軍事的行動を開始する天平九年（七三七）以前には竣工していたであらうといわれる<sup>57</sup>。古瓦の紋様形態から考察すれば、多賀城を中核となる天平五柵及び多賀城廃寺や菜切谷廃寺等の附属寺院も、その成立年代は同時期であり、天平の初期と考えられる<sup>58</sup>。

城柵とその附属寺院の創建年代を論定し得ないとしても、奈良時代初期には、遠田郡田尻の「木戸北山」「北沢」の瓦窯を中核とすると、南へ約三五柵の地点にある多賀城・同廃寺まで、西に向つては一七柵余に所在する玉造柵や菜切谷廃寺にまで瓦を供給している。一方、西二柵余の地点に立地する新田柵にも提供していることを出土古瓦の紋様形態から推定し得る。次に、賀美郡色麻の「日の出山」瓦窯群を核として見ても、南南東約二八柵にある多賀城と同廃寺に、また、一方北北西に向つては七柵余の地点に位する玉造柵や菜切谷廃寺に瓦を供給し、近くでは、北北西に二、六柵の距離しかない地点に所在する色麻柵にも提供している。

要するに、この時期の瓦窯は、三〇柵内外の遠隔地にある消費地に瓦を供給する反面、近隣の消費地にも流通活動がある。即ち、広域的流通圏を形成すると同時に、その圏内に局地的な流通圏をも形成している。その両者が重層圏構造を構成するのである。瓦窯の近傍に城柵が控えるのは、逆にいえば城柵の庇護下に瓦窯が立地することになる。



然しながら、それが平安時代を迎えると、流通圏域が縮小する傾向になる。具体的には、仙台市の北部、七北田川右岸丘陵南斜面に立地する「台ノ原」・「小田原」の瓦窯群を中核とすると、その供給する圏域は、南へ向って約四軒隔った陸奥国分僧寺・同尼寺（両寺院の後半期修理に供給）までであり、東北方へ展開して、多賀城・同廃寺まで概ね九軒の距離である。この圏域内に分工場的な造瓦所が、利府の「春日大沢」に設置され、ここから南へ凡そ五軒の多賀城・同廃寺へも瓦を供給している。従って、親工場的な造瓦所の供給圏は、広域的圏域であるが、分工場的な造瓦所のそれは、局地的圏域を形成し両者は二重層圏構造を示すのである。当時の生産・生活・技術及び流通の各状態を勘案すると、瓦の流通圏は、ある意味で文化圏ともいえるであろう。而も、それは、律令国家の漸移地帯においては、局地的文化圏を構成していることになる。

### 七 結語に代えて——律令国家漸移地帯の地域構造

流通構造を究明するには、生産組織も論ずべきであるが、律令国家の漸移地帯である仙北地帯の瓦窯の造瓦組織については、具体的史料がない。当時のその一般的概観については若干の論稿がある。律令政府は、東北開発を主要な国家的事業として推進しており、その実施方法として城柵や附属寺院を設置建立したのである。そのために造瓦も国家的事業であって、律令的負担行為のもとに実施されたと考えられる。また発掘の結果を見ても、仙北各地の瓦窯跡は単一窯でなく、群集窯を形成する。勿論、家族単位の造瓦生産である単一窯よりは、統制のある集合的瓦窯業の組織の方が造瓦の生産性は高い。延喜式<sup>58</sup>によると、一〇瓦窯の瓦焼成には、窯作工四〇人と人夫八〇人を必要とする。それに加えて、関連人夫を必要とするし、更にそれらの家族を合わせると各瓦窯群には一つの集落が形成された

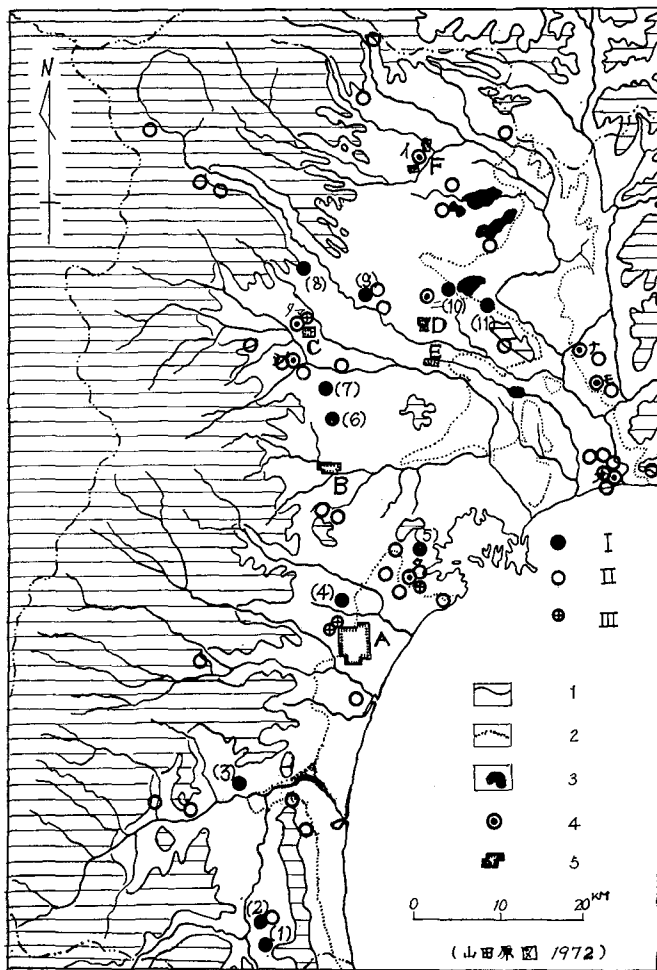
と推察し得る。仙北の瓦窯群の近辺に、横穴群が分布するのは偶然ではなからう。

かかる観点に立脚すれば、当時の仙北地帯は手工業面の生産地域とその消費地域とに、地域分化していたという考察が可能になる。

城柵から瓦窯の位置を見る<sup>(59)</sup>と、多賀城の北四、五料の地点には「春日大沢」、西八、九料には七北田川右岸丘陵南斜面の「台ノ原」・「小田原」の瓦窯群、玉造柵の北六、七料に「細峯」北東七、五料の地点には「小林」の瓦窯がある。色麻柵には、南南東二、六料に「日の出山」・同方向四料前後に「大衡」の瓦窯群、新田柵の東二、五料の地点に「木戸北山」・「北沢」の瓦窯群が立地し、牡鹿柵には北東約八料の真野川東岸の「真野」に瓦窯が所在する。それらは所詮、城柵の庇護の下に造営されたのである。

更に、城柵を中核として、周辺の地域構成を探究しながら、城柵と瓦窯との関係を追及した結果について見る。城柵を中核とする地域構造については、別の機会に詳論する<sup>(60)</sup>が、現在、筆者が実施している調査の結果を概観すると、城柵近傍の沖積平野には、条里地割が検出されるので、律令体制下の地方行政組織に編入された集落が存在したと考えられる。更にその集落を史料上から解釈すると、律令国家漸移地帯に存在するので、独特な形態を形成していたと思う。天平中期までは、柵戸の開拓経営の集落構造であったが、それ以降は鎮兵制の屯田的集落の構造を構成した。更に推論を展開すると、堡村的集落形態を形成していたのではないか。

なお、この漸移地帯の地域構成上、注目すべきことがある。それは、新田柵や伊治城の北、即ち蝦夷に面する側に、大体城柵から二乃至四料内外隔たった丘陵の稜線上に外塁線の遺構が認められることである。而も、その外塁線は、丘陵上を利用した土塁であり、集落を防備することも兼ねた機能を備えていたと考えてよい。これに依って、城



第3図 仙台平野における古代窯跡とその古代遺跡の分布図

- I 古代窯跡(番号)は第2表「仙台平野における古代窯跡の分布表」の整理番号と同一である II 式内社 III 古代寺院跡 1. 標高100m等高線 2. 10m等高線 3. 湖沼 4. 城柵 タ:多賀城 シ:色麻柵 タマ:玉造柵 ニ:新田柵 オ:牡鹿柵 イ:伊治城 モ:桃生城 ナ:中山柵 5. 条里地割分布 A 仙台市南東 B 黒川郡吉田川流域檜和田付近 C 賀美郡中新田東部 D 遠田郡小牛田町中埠付近 E 遠田郡小牛田町小沼付近 F 栗原郡築館町宮野付近, 同町城生野付近

柵を核とした防備圏が形成されていたことを知るのである。

要するに、この漸移地帯では、城柵を中核とする集落生活圏が形成されている。一方、瓦の流通から見ると、瓦窯を中核として近傍の城柵から遠隔の城柵まで、その瓦の流通圏が拡大しており、広域的流通圏の圏域内に、局地的流通圏が包含され、重層的圏構造を形成しているのである。

敢えていえば、この漸移地帯の集落生活圏は、城柵を中核として求心的圏構造を形成するが、瓦流通面から見れば一城柵に二・三の瓦窯からの供給があるので、いわば遠心的圏構造を構成するといえる。

更に、地域体系の骨子について、筆者の追究の結果からいえば、多賀城鎮守府を中核として、北に面し、半圏状に展開する状態で城柵が配置されており、その城柵を核として局地的な集落生活圏が形成されている。所詮は、鎮守府を中核とする広域的行政圏構造と、城柵を核とする局地的集落生活圏構造とが、重層圏構造を構成しているのである。

なお、時代的に見れば、鎮守府を要として、奈良中期には、鳴瀬・江合両河川流域にまでその圏域が拡がり、奈良後期から平安初期にかけては、迫川水系流域にまで、その圏域が更に拡大しており、時代的に二重層圏構造を示し、各時代毎の圏域に、城柵の局地的圏域が包含されている。

更に加えるならば、この論稿を進めるに当り、律令国家の漸移地帯を究明するには、当時の自然的基礎を把握する必要があるのである。然し、詳しくは別の機会に論を展開したいと考えている。

本稿を草するに当り、東京教育大学浅香幸雄教授、岩手大学川本忠平教授、立命館大学谷岡武雄教授から、貴重な御助言と御教示を賜った。誌上を議じて、深く謝意を表する。なお、本研究は、歴史地理学会一九七二年春季大会において、研究発表されたものであり、今回は、それに加筆した。



## 註及び参考文献

- (1) 山田安彦(一九五八) 先・原史遺跡よりみた東北の地域構造 立命館大学 一五三号 六三―八〇頁  
 山田安彦(一九五九) 東北日本における律令国家の漸移地帯―地域構造の推移に関する歴史地理学的研究試論 立命館大学 一六九号 五一―六六頁  
 山田安彦(一九六〇) 東北日本における歴史的フロンティアの特質 岩手史学研究 三三号 三九―四八頁  
 山田安彦(一九六七) 東北における歴史的フロンティア(川本・長井・官川・渡辺共編 日本地誌ゼミナール 北海道と東北 大明堂 所収) 二七―二八頁  
 山田安彦(一九七二) 古代東北における律令国家の漸移地帯 人文地理 二四の四 (二―三五頁)  
 (2) 蝦夷関係については、古代史談話会編(一九五六) 蝦夷 古代史研究第二集 朝倉書店、及び高橋富雄(一九六三) 蝦夷 吉川弘文館を参照した。  
 (3) 山田安彦(一九六六) 歴史地理学における生態系と地域体系 岩手大学教育学部研究年報 二六卷 六九―八五頁  
 (4) 伊東信雄(一九七〇) 稲作の北進(伊東・高橋編 古代の日本 八卷 東北 角川書店 所収) 二二―四二頁  
 (5) 古墳については、次の参考文献を参照したので記しておく。  
 氏家和典・加藤孝(一九六六) 「東北」古墳文化の地域的特色(近藤・藤沢編 日本の考古学Ⅳ・古墳時代(上)所収) 一三五―一四〇頁、伊藤玄三(一九七〇) 「東北」古墳文化 (大場・内藤・八幡監修 新版考古学講座 五卷 原史文化―下―雄山閣 所収) 一六二―一八〇頁  
 伊東信雄(一九五五) 考古学上から見た東北古代文化(古田良一博士還暦記念会 豊田武編 東北史の研究 文理図書所収) 一―三〇頁  
 氏家和典(一九六四) 辺境における横穴古墳群の諸問題―陸前の場合(考古学研究会十周年記念論文集 日本考古学の諸問題 所収) 二〇三―二二九頁  
 この外に、伊東・高橋共編(一九七〇) 古代の日本 八卷 東北 角川書店に所収の古墳関係の論稿をも参照した。  
 (6) 板橋源(一九七〇) 古代の城柵跡―東北―(大場・内藤・八幡監修・新版考古学講座 六卷 有史文化―上―雄山閣

- 所収) 一一六一―一二九頁
- (7) 続日本紀 天平九年(七三七) 四月一日 国史大系編修会編(一九六八) 続日本紀 前篇 一四三―一四四頁  
五冊については、二・三の説がある。玉造・新田・牡鹿・色麻及び多賀を天平の五冊とする工藤説(工藤雅樹(一九七〇))  
多賀城の起源とその性格 (伊東・高橋共編 古代の日本) 八巻 所収) 一〇六頁▽があり、「玉造等五冊」という記事に  
ついて、多賀城を別にして、中山冊を入れて、五冊とする伊東説(伊東信雄(一九五七)) 大野東人の陸奥経営(宮城県  
史 一卷 古代・中世史 所収) 一一四―一五頁▽がある。更に、中山冊を除いて、名取冊を考慮しては如何とする高橋  
説(高橋富雄(一九六三)) 蝦夷 二二〇頁▽もある。
- (8) 続日本紀 天平宝字三年(七五九) 九月二六日 国史大系編修会編(一九六八) 続日本紀 前篇 二六五頁
- (9) 続日本紀 神護景雲元年(七六七) 一〇一五日 国史大系編修会編(一九六八) 続日本紀 前篇 三四八頁
- (10) 古代の仙北平野における洪水と冷害については、目下、筆者が歴史上の文献や文書から検討中である。近い将来に発表し  
たいと考えている。
- (11) 山田安彦(一九七二) 古代東北における律令国家の漸移地帯 前掲
- (12) 筆者の臨地踏査に拠る。  
伊藤玄三(一九六九) 「東北」弥生文化(大場・内藤・八幡監修 新版考古学 四巻 原史文化―上―所収) 一四九―  
一六五頁
- (13) 伊東信雄(一九七二) 東北古代文化の研究 文化 三五巻 一・二号 一―二七頁
- (14) 村尾次郎(一九五七) 奥羽の動乱と俘軍―宝亀・延暦・弘仁戦を中心として 富士論叢 二巻 三七―六六頁  
氏家和典(一九五五) 蝦夷の抵抗とその背景―奈良平安朝期における― 文化 一九の五 五一―五三五頁
- (15) 三森定男(一九五一) 人類学概論 法律文化社 二〇七―二二五頁
- (16) 三森定男(一九五一) 人類学概論 二一一―二二〇頁
- (17) 新野直吉(一九六九) 古代東北の開拓 塙書房 九八―三五六頁
- (18) 岡田謙(一九四七) 民族学 朝日新聞社 二〇―二五頁
- (19) 米林富男(一九四九) ゴールデン・ワイザー文化人類学 日光書院 七〇―八八頁
- (20) 三森定男(一九五二) 人類学概論 前掲 一九四頁

- (21) 石川榮吉(一九七二) 民族的「文化圏」について 日本歴史地理学会 会員通信 六一号 四一七頁
- (22) 石川榮吉(一九七二) 前掲 五頁
- (23) 詳しくは、筆者が「東北における律令国家の漸移地帯に関する若干の問題」と題して、日本地理学会一九七二年秋季大会で発表する考えである。日本地理学会予稿集三 二八一—二九頁(校正時加筆)
- (24) 従前までの先学の研究を回顧し、古代東北の歴史地理の方法については、別に論を展開しておいた。山田安彦(一九七二)「律令国家の漸移地帯に関する歴史地理学的研究の展望と方法的反省」岩手大学教育学部研究年報 三三卷 一九七二を参照のこと。その拙論にも論述しておいたが、古代国家の辺境地帯の過程については、弓削達・渡辺金一(一九五九)マックス・ウェーバー古代社会経済史 東洋経済社から多くの示唆を得たので記しておく。
- 仙北の古代城柵については、今日多くの論議があるが、ここでは、それを検討するのが目的ではないので、従来の説に依拠することにした。
- (25) 国史大系編修会編(一九五九) 新訂増補 国史大系 令義解 吉川弘文館 二〇一—二〇二頁
- (26) 高橋富雄(一九六二) 古代辺境村落試論—いわゆる「堡村」の実態と問題点 文科紀要(東北大学教養部)一〇集 一〇八一—一九頁
- 新田柵の外畧線については、筆者も臨地調査を実施している。
- (27) 山田安彦(一九七二) 仙北地域における条里地割の存在に関する若干の問題 東北地理学会一九七二年春季大会で発表(一九七二年四月二〇)。東北地理 二四の三 一八〇—一八二頁
- 十年程前と最近に、仙北平野の条里について、二篇ばかりの報告があるが、部分的な地籍図の地図を掲げて、条里を推定しているのに注意しなければならない。方格状態の地割は条里地割であるとは限らない。尺度を考慮してほしい。中世豪族屋敷の地割と混同している論稿もあるので注意を要する。
- (28) 竹内理三編(一九六八) 寧楽遺文 上巻 六四—八五頁
- (29) 国史大系編修会編(一九六八) 新訂増補 国史大系 令義解 二〇〇頁
- (30) 延暦十五年(七九六) 二月二八日 太政官符 類聚三代格一五 東北大学東北文化研究会編(一九五七) 蝦夷史料 吉川弘文館 五五頁。国史大系編修会編(一九五九) 新訂増補 国史大系 類聚三代格 後篇 四三二—四三三頁
- (31) 宮城県教員委員会 多賀城町編(一九七〇) 多賀城跡調査報告1 —多賀城廢寺跡 吉川弘文館 この外 伊東信雄そ

の他による発掘報告書は多数あるが、ここでは割愛する。

- (32) 文化財保護委員会発行の全国遺跡地図(福島・山形・宮城・秋田・岩手・青森)を参照して、古代瓦窯跡の分布図を作成した。然し、紙数の関係で、分布図の掲載を割愛する。

- (33) 伊藤玄三(一九六六) 東北の古代窯業遺跡 古代文化 一六の三 六九—七七頁

- (34) 斎藤忠(一九六八) 日本古代遺跡の研究 総説 吉川弘文館 一九四頁、なお 城柵跡(一一五—一九八頁)と窯跡(二九七—三二六頁)を参照した。仙北の城柵については、論定すべき証拠はまだ発見されていないので、斎藤、高橋の従来の説に従うことにする。

- (35) 経済企画庁総合開発局国土調査課編(一九六九) 東北地方 土地分類図 土壌図Ⅱ

農林省農林水産技術会議事務局編(一九六三・一九六四) 施肥改善事業土壌図

宮城県立農業試験場(一九六三) 中新田・岩出山周辺地区施肥改善事業調査試験報告 附図宮城県中新田・岩出山周辺

地区土壌区分図 栗原地区施肥改善事業調査試験報告 附図宮城県築館・若柳周辺地区土壌区分図、同試験場(一九六四)

黒川地区施肥改善事業調査試験報告 附図宮城県黒川地区土壌区分図

- (36) 窯業協会編(一九五五) 窯業工業ハンドブック 技報堂 四八一頁 屋根瓦

- (37) 小牛田町史編纂委員会編(一九七〇) 小牛田町史 上巻 四一頁

- (38) 国史大系編修会編(一九五九) 新訂増補国史大系 延喜式 後篇 七九—七九二頁

- (39) 大川清(一九七二) 日本の古代瓦窯 雄山閣 二七頁

- (40) 大川清・伊藤玄三・内藤政恒その他の各論稿に掲載された古代窯跡の実測図(五〇例)を測定した。

- (41) 斎藤忠(一九六八) 日本古代遺跡の研究 三一七頁

- (42) 桑原滋郎・加藤孝(一九七〇) 多賀城廃寺と陸奥国分寺―仏教の伝播(伊東・高橋共編) 古代の日本 八巻 東北角

川書店 所収) 一八一頁

- (43) 内藤政恒(一九五三) 古瓦より見た奈良朝地方文化相の一傾向―関東・東北の特異な地方文化の分析 古代 十一号

九頁

- (44) 住田正一・内藤政恒(一九七〇) 古瓦 学生社 八八—九六頁

- (45) 伊東信雄(一九五〇) 奈良平安時代の遺跡 (仙台市編纂委員会編 仙台市史 三巻 別編一 所収) 七七—九八頁

- 内藤政恒(一九六三—一九六五) 仙台市台ノ原・小田原瓦窯址群と出土の古瓦 歴史考古 九・一〇合併号—一三号  
 東北学院大学考古学研究部編(一九六七) 安養寺中田瓦窯址発掘調査報告  
 加藤考・野崎準(一九七二) 台ノ原・小田原窯群の古窯跡分布とその問題点 東北学院大学文化研究所年報 四号  
 (46) 伊東信雄(一九五七) 陸奥国分寺と国分尼寺(宮城県 宮城県史 I 古代・中世史 所収) 一一六—一二三頁  
 陸奥国分寺発掘調査委員会編(一九六一) 陸奥国分寺跡  
 伊東信雄・工藤雅樹(一九六九) 陸奥国分尼寺発掘調査報告、及び註(42)を参照。  
 (47) 宮城県教育委員会・多賀城町共編(一九七〇) 多賀城跡調査報告I 多賀城廃寺跡 吉川弘文館  
 伊東信雄(一九七〇) 出土瓦の考察(多賀城跡調査報告I 所収 前掲 九四—九五頁)  
 興野義一(一九六一) 宮城県遠田郡田尻町出土古瓦の問題点 歴史考古 六号 五一—五頁  
 内藤政恒(一九三七) 東北地方発見の重瓣蓮花鏡瓦に就いての一考察(上) 宝雲 第二〇冊  
 内藤政恒(一九三八) 東北地方発見の重瓣蓮花鏡瓦に就いての一考察(下) 宝雲 第二二冊 六三—七二頁(この内  
 藤論文は、筆者が实地踏査の際、豊原誠一氏所有の別刷を閲覧する機会を得た。豊原氏の御厚情を謝する)。  
 宮城県教育委員会(一九六九) 日の出山窯跡群発掘調査概要  
 宮城県教育委員会(一九七〇) 「日の出山窯跡群」宮城県文化財調査報告書 二十二  
 (49) 伊東信雄(一九七〇) 出土瓦の考察 前掲  
 村山貞之助編(一九六四) 中新田町史 六四—一六六頁  
 宮城県教育委員会(一九五五) 宮城県菜切谷廃寺  
 伊東信雄(一九五六) 菜切谷廃寺跡 宮城県文化財調査報告 II  
 伊東信雄(一九五九) 宮城県賀美郡菜切谷廃寺址 考古学年報 六  
 住田正一・内藤政恒(一九七〇) 古瓦 前掲 七四—七五頁  
 (50) 住田・内藤説と前掲註(48)の興野説の実証的分析に若干の相異があり、一致しないが、「大崎八幡」(田尻町)が新田  
 柵擬定地であるという推定的結論を見出せる。なお、その新田柵は木戸瓦窯と早くから関係があったとも推察し得るのであ  
 る。

昭和四十六年七月、筆者が現地踏査した際、豊原誠一・斎藤芳郎両氏から御教示を受けた。誌上を通じて謝意を表す。

- (51) 村山貞之助編(一九六四) 中新田町史 六五七―六六七頁  
昭和四七年六月に、筆者が臨地調査した時、齋藤芳郎・村山貞之助両氏から遺跡関係の説明を聞いた。ここに感謝の意を表する。
- (52) 伊東信雄(一九五七) 小田郡の産金 (宮城県 宮城県史1 前掲 所収) 一二六―一二七頁  
伊東信雄(一九七〇) 小田郡の産金(伊東・高橋共編 古代の日本 八卷 前掲 所収) 一六一―一六二頁  
住田正一・内藤政恒(一九七〇) 古瓦 前掲 七〇―七一頁
- (53) 伊東信雄(一九七〇) 出土瓦の考察 前掲 九七頁 並びに註(45)を参照のこと。
- (54) 内藤政恒(一九三九) 宮城県利府村春日瓦焼場大沢瓦窯址研究調査報告 東北帝国大学法文学部奥羽史料調査部研究報告 第一
- (55) 工藤雅樹(一九七〇) 多賀城の起源とその性格 (伊東・高橋共編・古代の日本 八卷 前掲 所収) 一〇五―一〇七頁  
(56) 鳴瀬・江合両河川に涵養される平野。時には、仙北の賀美・玉造・志田・遠田・栗原の五郡の範圍をも含めて呼称する場合もある。
- (57) 工藤雅樹(一九七〇) 多賀城の起源とその性格 前掲 一〇七―一〇八頁  
伊東信雄(一九七〇) 出土瓦の考察 前掲 九五頁
- (58) 国史大系編修会編(一九五九) 新訂増補 国史大系 延喜式 後篇 七九一―七九二頁 延喜式木工寮作瓦条  
(59) 本稿掲載の「仙台地帯における古代窯跡の分布表」と仙台平野における古代窯跡分布図を参照のこと。
- (60) 日本地理学会一九七二年秋季大会(於山形大学)において発表する。日本地理学会予稿集 三卷 二八―二九頁(校正時加筆)